

## 寄附金の免税措置について

この寄附金は、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定による寄附金または法人税法第 37 条第 4 項第 2 号による指定寄附金として財務大臣から指定されていますので、税法上の減免措置を受けることができます。寄附金控除を受けるためには国立大学法人奈良女子大学発行の「寄附金領収書」が必要となります。

お振込みいただいた方には、「御礼状」とともに「寄附金領収書」を郵送いたしますので、確定申告時にご利用ください。